社会福祉法人白浜こども園 幼保連携型認定こども園

こどもの森 重要事項説明書

1. 施設運営主体

(1) 設置法人名 社会福祉法人 白浜こども園

(2) 所在地 南房総市白浜町白浜 2224 番地

(3) 電話番号 0470-38-2140

(4) 代表者氏名 奥村俊雄



2. 利用施設

認定こども園 こともの森(幼保連携型認定こども園)
南房総市白浜町2224番地
0470-38-2140
奥村雄磨
平成29年4月1日
1号認定子ども(教育標準時間認定) 15人
2号認定子ども(保育認定) 29人
3号認定子ども(保育認定) 0歳:6人 1・2歳:15人
認定こども園 こどもの森(以下、「本園」といいます。)は、以下の運営
方針に基づき、乳児及び幼児への保育・教育と子育て支援を行うことを
目的とします。
・入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増
進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
・家庭との緊密な連携の下に、お子さんの状況や発達過程を踏まえ、こ
ども園における環境を通して、養護と教育を一体的に行う保育に努め
ます。
・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する
支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。



3. 本園における施設・設備の概要

(1)施 設

敷地	敷地全体	2263. 52 m²
	園庭	800. 00 m²
園 舎	構造	木造平屋建て
	延べ床面積	543. 84 mื

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室 ほふく室	2	さくらんぼ組 いちご組
保育室	4	うさぎ組 ばんび組 にじ組 たいよう組
遊戯室(ホール)	1	森のひろば
調理室	1	給食室

4. 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	9	6	3	
調理員	3	1	2	
事務員	1	1		兼務
嘱託医	2		2	
薬剤師	1		1	



5. 利用定員ごとの教育・保育の提供する曜日・時間・休園日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで		
教育標準時間	午前9時00分から午後14時00分(5時間)		
預かり保育	月曜日~金曜日:		
	8時15分~9時00分 及び 14時00分~16時15分		
延長保育			
	月8回まで		
休園日	<夏休み> 8月11日~8月27日 前後2週間程度		
	<冬休み> 12 月 23日 ~ 1 月 9 日 前後2週間程度		
	<春休み> 3月23日~4月8日 前後2週間程度		
	<その他> 土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、県民の		
	日、その他園長が認めた日(運動会振替休日等)		

[※]行事によっては時間変更となる場合があります。

【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】		
	7時15分~18時15分(11時間)		
	【保育短時間認定を受けた方】		
	午前8時15分~16時15分(8時間)		
延長保育	上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合下		
	記の時間帯において、実施します。(別途追加料金あり)		
	【保育標準時間認定を受けた方】		
	6時15分~7時15分 及び 18時15分~20時15分		
	【保育短時間認定を受けた方】		
	7時15分~8時15分 及び 16時15分~18時15分		
休園日	年末年始(12月29日~1月3日)及び日曜		
	国民の祝日に関する法律に規定する休日		

6. 提供する保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 年間行事予定

月	行事内容
4月	★入園・進級式 ★保護者総会
5月	★春の遠足 園児健康診断(内科・歯科) 体格検査
6月	●交通安全教室 ●保育・給食参観 ふれあい保育
7月•8月	七夕会 プール遊び *こどもえんまつり そうめん流し スイカ割り
9月	▲お月見会(会食) 災害時対応訓練 *運動会
10月	〇個人面談(4,5歳児)〇園外学習(なかよし遠足)
11月	●保育参観 園児健康診断(内科) 体格検査
12月	★発表会 クリスマス会(会食) もちつき会
1月	おみくじ会 人形劇鑑賞会 避難訓練指導 記念写真
2月	豆まき会 ★入園・進級説明会
3月	ひなまつり会 ★○卒園・修了式 ●園外保育いちご狩り

(月例行事) 身体計測 避難訓練 体操指導 誕生会

★保護者参加 *家族参加 ▲祖父母参加 ●3・4・5歳児参加 ○4・5歳児参加 ■5歳児参加

*行事は変更することもありますので、毎月のえんだよりをご覧ください











(2) ディリープログラム

	1号認定	2号認定(標準)	2号認定(短時間)	3 号認定(標準)	3号認定(短時間)
6:30		延長保育	延長保育	延長保育	延長保育
7:15	延長保育	登園	預かり保育	登園	預かり保育
8:15	預かり保育	自由あそび	登園	自由あそび	登園
9:00	登園		自由あそび		自由あそび
9:15	朝の集まり	朝の集まり	朝の集まり	朝の集まり	朝の集まり
				おやつ	おやつ
	課題活動	課題活動	課題活動	コーナーあそび	コーナーあそび
	戸外あそび	戸外あそび	戸外あそび	戸外あそび	戸外あそび
	室内あそび	室内あそび	室内あそび	製作あそび	製作あそび
					^-
11:15	A	<u> </u>	<u> </u>	食事	食事
12:00	食事	食事	食事	L	
12:30	-0.07.			午睡	午睡
13:00	課題活動	課題活動	課題活動		
	自由あそび	自由あそび	自由あそび	0 1	
	#	#		in the second	
13:30	集まり	集まり	集まり		
		午睡	上 午睡 		
14:00	降園				
45.00	預かり保育	+114-0	±114	+)\\	+114-0
15:00		おやつ	おやつ	おやつ	おやつ
45.00		ウムナフバ	ウナナフバ	ウウキスパ	ウナナフバ
15:30	A STATE OF THE STA	自由あそび	自由あそび	自由あそび	自由あそび
16:15	延長保育		降園		降園
	~ 1/1/13		延長保育	 降園準備	延長保育
16:30		降園準備	23(1)(1)		22000
			2000	自由あそび	
		自由あそび			
				降園	- MK
18:15		降園		延長保育	
		延長保育			
20:15					

(3) 食事の提供

給食	・こども園の給食は、お子さんの心身の健全育成を図るために、発育・発
F	達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保し、食に関する嗜
	好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせて提供してい
	ます。
	• 衛生管理や食事環境にも十分留意しています。
食育の推進	・食事を楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、生涯にわたって
	健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うこと
	を目標としています。
離乳食	お子さんが家庭で食べた経験があり、アレルギーなどの症状が認められ
	なっかた食材から提供します。保護者の方と連携しながら、お子さんに
	合わせた内容(食品の種類や形態)や量で、無理なく進めていきます。
食物アレルギー	・医師が記載した「保育所・こども園におけるアレルギー疾患生活管理指
	導表」に基づき、お子さんが安全に園生活を送れるように保護者の方と
	連携しながら、完全除去の食事(代替食・除去食)を提供します。
	・除去していた食物の解除は、医師の診断のもと、原因食物を家庭におい
	て複数回食べて、症状が認められないことを確認してから提供します。

※毎月、食育だよりを発行し、献立や食事に関する情報を届けます。

※年、数回行事食とし、特色ある献立を実施します。(毎月、世界の献立を実施)

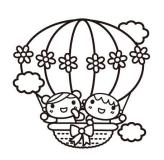
(4) その他

延長保育、預かり保育、一時預かり保育、休日保育の実施 子育て支援事業 体調不良児対応型病児保育

7. 保護者と本園の連絡について

本園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互連絡しあうためにデジタル連絡帳を活用します。 また、月に1回えんだよりを発行し、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

- ・えんだより…毎月発行(前月末に紙ベース配布)
- ・保健(食育)だより…毎月発行(ペーパーレス配信)
- ・緊急・災害時 キッズビューアプリ…不定期配信
- ・園携帯 080-3437-8321
- 公式 LINE (ID kodomonomori2224)



8. 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料・給食費(3歳以上児副食費 5,200円)) 本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等 (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担いただきます。
- (3) 保育料は直接こども園に支払いとなります。

保育料の支払は、当月27日頃から月末日までに園の事務所窓口にお願いいたします。 利用者負担金等に関しても現金にて支払いとなります。(その他支払い方法は園長へ問い合わせ下さい) ※保育料・利用者負担金等の支払いに関して、料金滞納が2カ月以上ある場合は、各市役所と協議の上、退園いただく 恐れがあります。

9. 利用の終了に関する事項

本園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10. 緊急時における対応方法

本園には、緊急時対応のため、一斉メールの役割も果たす「キッズビューアプリ」がありますので、必ず登録をしてください。

アレルギー児への対応、ケガの対応、感染症の対応、食中毒等の緊急時における対応や関係機関 や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについて園独自のマニュアルを作成し、保護者や関 係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。

緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。

11. 非常災害対策

火事・地震・台風・水害・竜巻・津波等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と児童の避難方法などの対策を講じています。年間計画に基づき月1回以上、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

緊急・災害時に備え、入園・進級時に「緊急・災害時引渡し責任カード」を記入していただきます。普段のお迎え時も責任カード記載者が迎えに来て下さい

また、責任カード記載以外の方が園児をお迎えに来る際には別途『引渡し責任者証』を発行していただきます。それ以外の方へは園児の引渡しを行いません。

また、年に1回大災害想定訓練とし、午睡中の避難訓練を行います。



12.要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

苦情受付担当者	庄司 敏江
苦情受付責任者	奧村 留美子
第三者委員	佐野 英世 高木 成雄

13. 虐待防止の為の措置

本園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

14. 個人情報の保護について

教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。



15. 保健活動・健診など

保健活動	身体計測(毎月)午睡		
健診・検査	内科健診…春・秋 歯科検診…春		
	視力検査…春・秋		
安全指導	交通安全指導・不審者対応訓練・災害時対応訓練		
災害共済	公益社団法人全私国私保連盟 園賠償責任保険に加入		

16. 保健衛生について

日々のこども園生活の中で、お子さんの様子を注意深く観察し、小さな変化の気づきから、病気や怪我などの早期発見に努めています。

- (1) 登園前にお子さんの健康状態(体温・機嫌・顔色・食欲など)をチェックしましょう。
- (2) 予防接種について
 - 感染症の予防に効果的な方法です。
 - 入園前に受けられる予防接種は、お子さんの健康を守るために受けておきましょう。
 - ・かかりつけ医師と相談しながら計画的に受けましょう。
 - 定期予防接種だけではなく任意予防接種も受けるようにしましょう。
- (3) くすりの取り扱いについて

「園のしおり」に大切なことが記載してありますので、確認してください。

(4) 『公益社団法人全私国私保連盟 園賠償責任保険』の加入について

本園の管理下において、園の施設の欠陥や管理の不備、および業務中の監督不注意等によって保険期間中に生じた事故に基づき、園が園児や第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に支払う損害賠償金や諸費用をお支払いする施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険が給付される園賠償責任制度があります。本園に入園されるすべてのお子さんが加入の対象となります。

(5) 感染症と病気の対応について 「園のしおり」をご覧ください。

(6) 病児保育について・・・七浦診療所内、病児保育施設『そらまめ』のごあんない

本園で行っています「体調不良型病児保育」は、登園時は異常がなく保育中に体調が悪くなられたお子さんをお迎えに来られるまで経過観察するものです。朝から体調が悪い場合は、お預かりはできません。市内で病児保育を実施している施設をお伝えすることはできますので、保護者の方がご連絡をしてください。

※感染症などの情報は、掲示板等で随時、お知らせいたします。

17. その他

保育室・園庭で使用するおもちゃや絵本等は日々、大切に使用を促している所ですが、故意に破損 や損傷があった場合にはその対価を請求させていただくこともあります。

また、駐車場内のコーン、置物は何度も損傷事例が発生しているため、同じ物を購入していただくか、その金額を請求させていただきますので、ご了承下さい。